

## 平成 21 年度 町税等納期限一覧表

納期限	期別	税目等	期別	税目等
6月 1日	全	軽自動車税		
6月 30日	1	町・道民税	1	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
7月 31日	1	固定資産税	2	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
8月 31日	2	町・道民税	3	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
9月 30日	2	固定資産税	4	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
11月 2日	3	町・道民税	5	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
11月 30日	3	固定資産税	6	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
12月 28日	4	町・道民税	7	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

※上記の納期限については、月末が土日の場合、翌日となっています。  
税金は納期限内に納めましょう。

たのは、「負担調整」といってバブル期に土地の評価額が急騰したときに、これに合わせて土地の課税標準額も上げてしまうと税負担が大変なので徐々に上げていくという措置を講じているためです。



一方、新築住宅を建てた方

は、※3年間(5年間)の税額が2分の1(120㎡まで)に軽減されています。3年(5年)経過すると、その軽減措置を受けられなくなり、軽減前の税額に戻ったというわけです。

※一般住宅は3年間該当。3階建て以上の中高層耐火住宅等は5年間該当。

### 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。

軽自動車の所有者(使用者)本人やご家族に一定の障害がある場合は軽自動車税の減免を受けることができます。

申請は納税通知書が届いてから、納期限の7日前までに税務課か追分庁舎住民総合相談室で手続きしてください。



また、使用していない軽自動車の廃車手続きがされていない場合、軽自動車税が課税されてしまいますので早急に廃車手続きをするようお願いします。

納税通知書については5月上旬に発送します。

### 長寿医療制度(後期高齢者医療)保険料

長寿医療制度保険料は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障害がある方が被

保険者となつて納めていたかどうかです。

保険料の通知について仮徴収(4月、6月、8月で年金天引き)対象者の方には通知済みですが、10月以降の保険料については9月中旬に再度通知します。

普通徴収(納付書で直接納める方法)対象者の方には、6月中旬までに、新たに特別徴収(年金天引き)に該当する方には、9月中旬に通知します。

特別徴収対象者の方は申し出により口座振替に切り替えることができますので申し出の際は税務課か追分庁舎住民総合相談室にお越しください。



問合せ  
税務課 ☎222513

## 5月は「町税等滞納整理強調月間」です

安平町では、町民の皆様が公平な負担により、公平な行政サービスを受けるためにも、収入金の収納率の向上を目的とした「滞納整理対策本部」を昨年5月に設置しました。そこで今月を滞納整理強調月間と定め、徴収担当者が統一行動をします。

## 町税等は納期限内に納めましょう